

## キャッシュレス決済、プリペイドカードを悪用する事業者に注意！

### 【事例1】

パソコンでアダルトサイトを見ていてクリックしたところ、登録完了の画面が出た。業者に登録した覚えはないと連絡したところ、「すでに登録は完了している。退会するなら退会金10万円を払うように」と言われた。怖くなったので業者の指示に従ってコンビニに行き、端末機でプリペイドカードの購入手続きをし、レジで10万円を支払って、業者にプリペイドカードの番号を伝えた。

だまされたのでプリペイドカードの購入代金を返金してほしい。

### 【事例2】

SNSで知り合った女性と何度もやりとりして親しくなったところ、その女性から頼まれ、コンビニでプリペイドカードを買って、番号を相手に伝えた。

その後女性と連絡が取れなくなり、だまされたことに気付いた。

プリペイドカードやクレジットカードなどのキャッシュレス決済は、現金を持ち歩く必要がなく、手元に現金がなくても購入できる等の手軽さから、多くの消費者が利用していますが、その仕組みは複雑なものです。

悪質な事業者は、プリペイドカードを購入させて、番号を連絡するよういってきますが、プリペイドカードの番号を相手に伝えることは、カードの価値（金額）を相手に渡すことになります。

### 【消費者へのアドバイス】

- ① 身に覚えのない請求を受けた場合は、すぐに業者に連絡せずよく確認しましょう。
- ② 業者に言われるままプリペイドカードを購入し、カードの番号を業者に伝えないようにしましょう。
- ③ プリペイドカード番号を業者に伝えてしまうなど、トラブルに気付いた場合は直ぐにプリペイドカード発行会社に連絡しましょう。
- ④ 困ったときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

(問合せ先) 行田市消費生活センター(市役所内・内線495)または  
埼玉県消費生活支援センター春日部Tel048-734-0999